

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科附属生物資源センター長（以下「センター長」という。）の選考は、群馬大学大学院医学系研究科附属生物資源センター規程第3条第2項の規定に基づき、この規程の定めるところによる。

(選考の時期)

第2条 センター長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。

2 前項第1号の場合は任期満了の1月前までに、同項第2号又は第3号の場合は、辞任の申出があったとき、又は欠員となったときから1月以内に行う。

(センター長の資格)

第3条 センター長の資格は、医学系研究科の主担当を命ぜられた教授とする。

(選考の方法)

第4条 センター長候補者の選考は、医学系研究科教授会（以下「教授会」という。）の選挙により行う。

(選挙の方法)

第5条 選挙は、単記無記名投票とし、不在者投票は認めない。

2 選挙は有権者の3分の2以上の投票によって成立するものとする。

第6条 センター長候補者の当選者は、有効投票数の過半数を得た者とする。

2 前項に該当する者がいないときは、得票上位の者2人（得票同数の者は、これを加える。）について更に投票を行い、得票多数の者を当選者とする。

3 前項の投票の結果、得票同数となった場合には、年長者を当選者とする。

(学長への推薦)

第7条 医学系研究科長（以下「研究科長」という。）は、第4条の選挙の結果による当選者を、センター長候補者として学長に推薦する。

(センター長の任期)

第8条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期満了以外の理由により選考されたセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、前任者の残任期間が1年に満たないときは、これに1年を加えるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

1 この規程は、平成26年12月16日から施行する。

2 この規程の施行日前に、旧群馬大学大学院医学系研究科附属生物資源センター長選考規程（平成16年4月1日制定）によりセンター長になるべき者として選考されたセンター長は、この規程によりセンター長候補者として選考されたものとみなす。